

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

9月3日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定5件、損害賠償の額を定めることについて1件、請願1件の合わせて7件です。

9月5日、委員会を開催し、所管する担当部課職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

「議案第73号 上野原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正を行うものです。

委員からの、第3項に記載の「指定都市の長」の基準は、という質問については、政令で指定する人口50万人以上の市の長との説明がありました。

「議案第74号 上野原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の改正を行うものです。

委員からの、内閣府の政令について誤りがあり、その中で、3歳以上児と3歳未満児の取り違え等があったが、これについて反映しているか、という質問については、現時点で反映させるべき部分については対応済であるとのことでした。

本案についてはその後、当局より議案の一部を訂正する申し出があったため、再度委員会を開催し、審査した結果、全会一致で訂正後の原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、3歳以上児の保育料を無料にして給食費を徴収し、3歳未満児については減免規定があると解釈しているが、それについてはどう反映しているか、という質問については、3歳未満保育認定こどもについては、給食費を徴収しないとの説明がありました。

「議案第75号 上野原市特定教育・保育に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

「議案第71号 上野原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、水道法施行規則

の一部改正に伴い条例を改正するものです。

「議案第72号 上野原市仲間川簡易水道事業給水条例及び上野原市秋山簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」は、水道法の一部改正等に伴い、条例を改正するものです。

「議案第96号 損害賠償の額を定めることについて」は、令和元年5月11日に大鶴地区上野山の農道山竹線で発生した、上野原市が管理する水道管の漏水事故により、東紀製作所の工場等に損害を与えたため、損害賠償の額を定める必要があり、議会の議決を求めるものです。

次に、議員間討議を行いました。委員からは、3歳未満児の保育料の負担が大きいので、国の動向もあるが、市として軽減を図るような努力をしてもらいたい、との意見が出されました。

以上、当局提出6案件について、採決を行った結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

「請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書」については、子どもたちのゆたかな学びを実現するために、少人数学級の推進、義務教育費の国負担割合の2分の1への復元、地方交付税を含む国における教育予算の拡充を求めるものです。

委員からの、山梨県においては長崎知事が少人数学級の施策を表明しているが、という質問については、この請願はあくまで国に対して提出するものであるため、県の施策とは別のものであるとの説明がありました。

この請願については、同様の内容を例年採択している経過も踏まえ、全会一致で採択すべきものと決定しました。

また、委員からは、市内の簡易水道の実態について調査する必要があるとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。